

5. 女性の方針決定の場への参画

	審議会等委員の目標							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 審議会等における登用状況					
	目標値 (%)	目標 年度	審議会等数		総委員数		女性 比率	審議会等数		総委員数		女性 比率	審議会等数		総委員数		女性 比率	
			うち女 性委員 を含む 数	うち女 性委員 等数	うち女 性委員 等数	うち女 性委員 等数		うち女 性委員 を含む 数	うち女 性委員 等数	うち女 性委員 を含む 数	うち女 性委員 等数							
岡垣町	35	25	50	48	736	233	31.7	22	21	208	63	30.3	5	4	29	5	17.2	
遠賀郡の 他賀町の	芦屋町	30	34	29	22	267	56	21.0	29	22	267	56	21.0	5	2	24	3	12.5
	水巻町	30	25	42	33	504	118	23.4	31	26	404	100	24.8	5	2	26	4	15.4
	遠賀町	20	32	24	22	212	43	20.3	24	22	212	49	23.1	5	3	27	7	25.9
県内類似 団体	篠栗町	設定なし							13	10	118	31	26.3	5	3	26	4	15.4
	須恵町	設定なし							10	6	93	14	15.1	5	2	23	3	13.0
	筑前町	40以上	27	29	27	352	137	38.9	29	27	352	137	38.9	5	4	36	6	16.7
	苅田町	30	28	特定していない					31	25	361	87	24.1	5	3	28	4	14.3

※数値は平成25年4月1日現在

資料: 岡垣町調査

	首長等の状況									管理職の在職状況						
	町村長			副町村長			自治会長数			管理職総数			うち一般行政職			
	うち女 性町村 長数	女性 比率 (%)		うち女 性副町 村長数	女性 比率 (%)		うち女 性自治 会長数	女性 比率 (%)		うち女 性管理 職数	女性 比率 (%)		管理職 総数	うち女 性管理 職数	女性 比率 (%)	
岡垣町	1	0	0.0	1	0	0.0	54	4	7.4	17	0	0.0	15	0	0.0	
遠賀郡の 他賀町の	芦屋町	1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0	32	4	12.5	14	2	14.3
	水巻町	1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7	16	3	18.8	14	2	14.3
	遠賀町	1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	12	3	25.0	11	2	18.2
県内類似 団体	篠栗町	1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	22	0	0.0	21	0	0.0
	須恵町	1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	25	5	20.0	17	0	0.0
	筑前町	1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0	23	2	8.7	20	2	10.0
	苅田町	1	1	100.0	1	0	0.0	48	0	0.0	31	2	6.5	25	2	8.0

※数値は平成25年4月1日現在(管理職は、課長職以上)

資料: 岡垣町調査

■岡垣町第2次男女共同参画後期実行計画 策定経過

開催日	内容
平成25年 12月20日	平成25年度第1回男女共同参画推進本部会議
12月25日	平成25年度第1回男女共同参画審議会
平成26年 2月3日	平成25年度第2回男女共同参画推進本部会議
2月5日	平成25年度第2回男女共同参画審議会
2月25日	平成25年度第3回男女共同参画推進本部会議
2月27日	平成25年度第3回男女共同参画審議会
3月24日	平成25年度第4回男女共同参画推進本部会議
3月27日	平成25年度第4回男女共同参画審議会

■岡垣町男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属団体等
◎ 喜多 加実代	福岡教育大学教授
○ 花田 利生	日本傷痍者更生会理事長
新井 紘	商工業者
入江 政章	農業従事者
神屋 洋子	人権擁護委員
更田 まゆみ	海老津小学校教頭
久枝 仁美	一般公募委員
横山 貴子	町議会議員
米倉 正廣	青少年健全育成町民会議

◎…会長 ○…副会長

■岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第14条）
- 第3章 男女共同参画審議会（第15条）
- 第4章 補則（第16条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた取り組みは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきました。我が国では、男女共同参画基本法が制定されるなど、法や制度が整備され、あらゆる分野で男女平等が進められています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、個人の個性や能力を発揮することを妨げ、自由で多様な生き方を選択することを難しくしています。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっています。

このような状況を踏まえ、岡垣町は、性別にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに支え合いながら社会に参画し、生き生きとした暮らしを営むことができるまちづくりを実現するため、町、町民、事業者が一体となって取り組むことを決意し、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関して、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによつて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 町民 住民登録にかかわらず、町に住む人、町で働く人、町で学ぶ人などをいう。

(4) 事業者 町内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行う者をいう。

(5) クオータ制 審議会等の委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を定めることをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 生活のあらゆる場において、相手に不快感又は不利益を与えるような性的な言動をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 町、町民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に関し、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるにかかわらず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう配慮されること。

(3) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されること。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、職場、その他のあらゆる活動に参画できるよう配慮されること。

(5) 男女が、対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重されるとともに、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画社会の形成を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 町は、審議会等を設置するにあたり、クオータ制を導入するなど、男女がともに政策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保しなければならない。

4 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者と協力して男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を実施しなければならない。

5 町は、町民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成に取り組まなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、家庭、地域、職場、学校、その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者が事業や活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業や活動において均等な機会及び待遇を確保するとともに、男女がともに育児、介護、その他の家庭における役割を果たしながら事業や活動を営むことができるよう環境等の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も家庭、地域、職場、学校、その他あらゆる分野において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第8条 町は、男女共同参画社会の形成のため、基本的な計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

2 町は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(教育及び学習の充実)

第9条 町は、学校教育、生涯学習及びその他の教育の場において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(施策に対する配慮)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第11条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携して適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画社会の形成のため必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第13条 町は、男女共同参画社会の形成に関し、町民の理解を深めるため、広報の発行及び講座の開催その他の啓発事業を実施するものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

第14条 町は、事業者が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画社会の形成を図るため、岡垣町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第12条に定める事項及び、町長の

諮問に応じて、調査審議を行なうものとする。

3 審議会は、10人以内の委員で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) その他町長が必要と認めた者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

6 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったとき当該委員は、その職を失うものとする。

7 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡垣町第2次男女共同参画基本計画(後期実行計画)

発 行
平成 26 年 3 月

岡 垣 町

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号

TEL 093-282-1211

FAX 093-283-3027

ホームページアドレス <http://www.town.okagaki.fukuoka.jp>